

皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 皆野町支障木伐採事業補助金（以下「補助金」という。）は、住民の生活環境保全上関わりのある森林を適切に維持管理することを目的として、町内の支障木の伐採を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、皆野町補助金等の交付手続等に関する規則（令和3年皆野町規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人が居住している建物
- (2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び林道
- (3) 生活保全林 住民の生活環境保全上重要であると認める森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林
- (4) 支障木 住宅又は道路に被害を及ぼす恐れのある樹木
- (5) 伐採 樹木を根元から伐る作業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 1 支障木が存する生活保全林の所有者であること。
- 2 町税の滞納がない者。ただし、町外に居住している者にあつては、居住地の市区町村税を滞納していないこと。

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）生活保全林内での支障木の伐採とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支障木の伐採に係る経費（消費税を除く。）を対象とする。

2 支障木を有価物として処分する場合は、支障木の伐採に係る経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の金額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業に着手する前までに、皆野町支障木伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) 現況写真

(4) 居住地の市区町村において税を滞納していないことを証する書類（居住地が町外の場合）

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、皆野町支障木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の内容変更及び変更交付決定)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条の規定により交付決定を受けた後に、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、皆野町支障木伐採事業補助金変更（中止）交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、皆野町支障木伐採事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了後速やかに皆野町支障木伐採事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 事業完了後の現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは交付する補助金の額を確定し、皆野町支障木伐採事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに皆野町支障木伐採事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

皆野町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度皆野町支障木伐採事業補助金交付申請書

皆野町支障木伐採事業補助金の交付を受けたいので、皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり申請します。

また、申請者の町税等の納付状況について、関係課へ確認することに同意します。

記

1 事業実施箇所 皆野町大字

2 交付申請額 金 円

3 事業実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類 (1) 見積書

(2) 位置図

(3) 現況写真

(4) 居住地の市区町村において税を滞納していないことを証する書類（居住地が町外の場合）

(5) その他町長が必要と認める書類

税務課確認欄	
--------	--

様式第 2 号（第 8 条関係）

皆産観第 号
年 月 日

様

皆野町長 印

年度皆野町支障木伐採事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった皆野町支障木伐採事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条件

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

皆野町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度皆野町支障木伐採事業補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け皆産観第 号で補助金の交付決定のあった皆野町支障木伐採事業補助金について、補助事業の内容を変更（中止）したいので、皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金の額

（1） 既交付決定額

（2） 変更交付申請額

3 添付書類 （1） 変更後の見積書

（2） 変更後の伐採前の現場写真

（3） その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

皆産観第 号

年 月 日

様

皆野町長

印

年度皆野町支障木伐採事業補助金変更（中止）決定通知書

年 月 日付で変更（中止）交付申請のあった皆野町支障木伐採事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更（中止）交付決定額 金 円

2 変更内容（中止の理由）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

皆野町長 様

申請者 住 所

氏 名

⑨

年度皆野町支障木伐採事業補助金実績報告書

年 月 日付け皆産観第 号で補助金の交付決定を受けた皆野町支障木伐採事業が完了したので、皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付決定額及びその精算額

2 補助事業の着手及び完了日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

3 添付書類 (1) 領収書

(2) 事業完了後の現況写真

(3) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

皆産観第 号

年 月 日

様

皆野町長 印

皆野町支障木伐採事業補助金額確定通知書

年 月 日付で交付決定した皆野町支障木伐採事業については、下記のとおり交付決定し、額を確定しましたので、皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

皆野町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

年度皆野町支障木伐採事業補助金請求書

年 月 日付け皆産観第 号で額の確定の通知がありました補助金について、
皆野町支障木伐採事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	